

## 農地の適正な管理を！

下野市農業委員会では、毎年農地パトロールを行い遊休農地を把握しその解消に努めています。昨年は10月に、農政課、農業公社の協力を得てパトロールを実施しました。市内にある遊休農地は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作の便が悪いことなどが主な要因となっています。このまま農地を管理せず放置しておくとならば、隣の農地に迷惑をかけるだけでなく火災や病害虫の発生、ごみの不法投棄等の問題が生ずる恐れがあります。

農業委員会では調査内容を元に所有者への適正な農地管理を働きかけていくと共に遊休農地解消に向け活動していきます。

今年2月には、遊休農地解消の一環として地元農業委員を中心に遊休農地の草刈等を実施しました。



▶ 農地パトロール

◀ 遊休農地の解消



## 許可申請等受付はお早めをお願いします

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。

その他総会の承認を得ないと交付できない証明もありますので、注意してください。

日程については、下記の表を参考にしてお早めに農業委員・農業委員会事務局までご相談願います。

年 月	受付締切日	総 会	年 月	受付締切日	総 会
平成 27 年 4 月	10 日 (金)	24 日 (金)	平成 27 年 10 月	13 日 (火)	26 日 (月)
5 月	11 日 (月)	25 日 (月)	11 月	10 日 (火)	25 日 (水)
6 月	10 日 (水)	25 日 (木)	12 月	10 日 (木)	25 日 (金)
7 月	10 日 (金)	24 日 (金)	平成 28 年 1 月	12 日 (火)	25 日 (月)
8 月	10 日 (月)	25 日 (火)	2 月	10 日 (水)	25 日 (木)
9 月	10 日 (木)	25 日 (金)	3 月	10 日 (木)	25 日 (金)

## 農業青色申告会に入会しませんか？

農業青色申告会では会員を募集しています。

青色申告とは、毎日の取引を帳簿に記録し、その記録に基づいて自分の所得金額や税額を計算し、申告して納税する制度です。青色申告にすると税法上いくつかの特典が認められ税金が節約できるなど、納税者にとって安心できる制度です。

本会では、正しい申告・納税を進めるために、税制改正、消費税の増税に対応した研修会やパソコンによる会計処理技術向上等の研修会を実施しています。

問合せ先

下野市農業委員会事務局まで  
TEL 48-2116



パソコンによる申告書作成研修会



H26 確定申告指導会



栃木県農業会議高田次長による講演